平成２８年（フ）第１８９６号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目46番地２
グローリーエース301号
債務者　宮崎　泰博
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３９号
札幌市白石区東札幌４条５丁目２番23号　シティハイム東札幌３号
債務者　平澤　　肇
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０４１号
札幌市豊平区豊平７条８丁目１番26号　シャレード68―201号
債務者　高橋　利典
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７０号
札幌市西区二十四軒４条５丁目１番11―102号
債務者　野口　宏治
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７６号
札幌市東区北41条東19丁目３番１―201号
債務者　清水　智子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７９号
札幌市白石区平和通12丁目北３番26号　アビロードⅡ―102号
債務者　加藤　由加（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１０２号
札幌市手稲区曙３条３丁目６番36―103号
岩岡方
債務者　野村ゆみ子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２３号
札幌市中央区南13条西14丁目３番３―403号
債務者　亀田　　忍
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２７号
札幌市手稲区前田10条12丁目１番26号　ウインコーポ201号
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３８号
札幌市北区北24条西15丁目３番16号　ハイツ24―202号、住民票上の住所札幌市手稲区西宮の沢３条２丁目７番８―103号
債務者　涌井　孝彦
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６３号
札幌市豊平区月寒西２条７丁目２番50―204号
債務者　平野佳世子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
山形県酒田市新橋１丁目８番地の25
債務者　鈴木　嘉明
1　決定年月日時　平成28年12月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第１２５号
千葉県君津市坂畑354番地
債務者　榎本　義行
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１２９号
千葉県木更津市真舟４丁目11番14号
債務者　前田　祥美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３３号
千葉県木更津市清川１丁目５番４号
債務者　高橋　福子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３８号
千葉県木更津市請西東３丁目16番地13
債務者　松丸　浩二
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４３号
千葉県木更津市畑沢３丁目４番Ｂ棟104号
債務者　橋本　誠也
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部